

令和3年度

第1回 佐々町農業委員会総会議事録

令和3年4月26日（月）

佐々町農業委員会

令和3年4月 第1回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和3年4月26日(月)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和3年4月26日(月)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	10	池田 晴良 君
11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君	13	濱野 卓也 君
推進委員	林 勇作 君	推進委員	福田 庄治 君	推進委員	筒井 浩一 君
推進委員	玉置 義則 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
9	寶持 雅祥 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
8	藤永 九市 君	10	池田 晴良 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書(2件)

報告第2号 農地利用集積・配分計画の解約について

(4) 審議事項

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請書について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

(4) その他

① 農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進

② 農業者年金加入推進部長について

③ 5月定例会の日程について

④ 視察研修について

⑤ その他

事務局長（金子 剛君）皆さんこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回佐々町農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、吉野会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君）皆さん、こんにちは。令和3年度の第1回の総会です。近頃は初夏を思わせるような気候が続いております。皆さんにおかれましては、水稻の作付の準備やほかいろいろ作業に大変お忙しいことと思います。

先日、県のスマート農業推進のほうから去年は自動田植え機、ドローン防除を行いましたけれども、今年はドローンによって水稻の葉の色を見て、穂肥の検討やまた散布、粒剤による空中防除などが今検討しているということでございます。おいおいそれが実施されればまた皆さんのほうには御連絡がいくかと思えます。

何はさておき、この新型コロナ感染が第4波といいますか、また急激に日本全国各地に増えております。何と云っても、これが終息しないと思いついた活動もできませんし、対面による会合なんかも大変難しい状況になっております。そういう中でもどうしても対面して農家の皆さんと個人でもお話し合いが必要なことがあろうかと思えますが、感染対策を十分に取られて活動されるようよろしくお話ししたいと思います。今年は昨年のような災害がない実りの秋を迎えられることを願っております。

以上で挨拶とさせていただきます。

事務局長（金子 剛君）ありがとうございました。

本日の出席委員におかれましては、農業委員におかれましては12名で、1名、實持委員のほうから欠席の届出が出ております。最適化推進委員におかれましては、全員出席でございます。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを御報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長にお願いをいたします。

会長（吉野 裕君）案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき、議長が定めることになっておりますので、8番、藤永委員、10番、池田委員を指名しますのでよろしくお話しします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3の報告事項に入ります。

報告第1号 第18条第6項の規定による通知書2件について事務局の説明を求めます。
事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、議案の1ページをお開きください。

この解約につきましては、2件ございますので、続けて朗読説明をさせていただきます。

まず1ページですね。報告第1号 農地法第18条第6項による通知書。賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。2番の土地の所在でございますが、江里免字中野切649の3、地目、台帳、現況ともに田、1, 186m²でございます。

5番の賃貸借の解約の申し入れをした日が令和3年4月5日、それから賃貸借の合意解約の合意が成立した日、令和3年の4月5日、土地の引き渡し期間が令和3年の4月5日となっております。

場所につきましては、4ページをお開きください。

4ページのこの航空写真で青い部分が今回の解約の場所でございますが、場所については松瀬から江里のほうに、江迎のほうに抜ける道を上りまして、〇〇〇〇がありますけど、そのこの前の下のところですね、ここが今回の解約の場所となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

農地法の第18条第6項の規定による通知書。賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。2番の土地の所在でございます。江里免の字中野切651の1、地目、台帳、現況ともに田、731m²のうち、540m²、もう一筆が同じく江里免の字中野切652の1、地目、台帳、現況ともに田、1, 109m²のうち810m²でございます。

5番の賃貸借の解約の申し入れをした日が、令和3年の4月5日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、令和3年の4月5日、土地の引き渡し期間が令和3年の4月5日でございます。

場所につきましては8ページ、ここも先ほどの場所の横になります。先ほどが649の3になり、下のほうになりますけど、そのこの上の部分、この青い部分が今回の解約となっております。この後につきましては、木場の〇〇〇〇さんが借り入れるという予定にいたしております。

説明につきましては、以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件につきまして何か御意見・御質問はありませんか。耕作者も決まっておられるということですので、いいのではないかと思います。ないようですので、次、報告第2号農用地利用集積・配分計画の解約についての事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 9 ページをお開きください。

この分の解約につきましては、中間管理機構に加入されている方の解約となります。

朗読説明をいたします。

農用地利用集積・配分計画の解約についてということで、集積というのが貸し手になります。配分というのが借り手のほうになります。

下記の農地について、農用地利用集積・配分計画を解約したいので解約通知を提出しますということで、今回、解約が出ております。

この2番のところに契約者と書いてありますが、こちらの方が貸し手のほうになります。下の配分計画の3名の方が借り手というふうになります。

今回の解約の理由といたしましては、まずこの契約者の〇〇〇〇さん、それから〇〇〇〇〇さんですね、この2名が登記簿上所有者となっておりますけども、このお父様が〇〇〇〇〇さん、角山の〇〇〇〇さんがお亡くなりなられて、今後この娘さんですね、この〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんはですね。この方が相続をされております。2名連名で、今後、この辺りちょっと3条でまた説明しますが、今後もう農業はされないということで所有権移転をされるということで、今回解約の手続が出ているところでございます。

次の、11 ページをお開きください。

これはもう中間管理機構のほうからも解約通知書というのが来ておりまして、まず11 ページですね、通知者の貸人のほうが基本的には農業公社が借り受けて、それを貸し付けるというような仕組みになっておりますので、まず農業会議所、農業振興公社のほうが発貸人になりまして、賃借人が〇〇〇〇〇さん、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんですね。

土地の所在が、角山免の字北ノ切210の2、地目、登記、現況ともに田の1, 290㎡、もう一筆同じく角山免字北ノ切211、地目、登記簿、現況ともに田の780㎡でございます。場所につきましては、次の12 ページ、航空写真を載せております。この青い部分が今回の解約の場所となっております。青い部分の下のところに〇〇〇〇〇さんの鶏舎がございますが、そこの横になります。

それから、続きまして14 ページをお開きください。

14 ページに次の方が賃借人ですね、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんですね。土地の所在が角山免の字北ノ切214の1、地目、登記簿、現況ともに田の980㎡でございます。これも同じく15 ページのほうに解約の場所の航空写真を添付いたしております。

それから、続きまして17 ページをお願いいたします。

17 ページ、賃借人が〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんですね。4筆でございます。角山免字北ノ切215の1、地目、登記簿、現況ともに田、2, 940㎡。

次に、角山免の字北ノ切215の2、地目、登記簿、現況ともに畑でございます。
276m²。

3筆目が、角山免字苧付川596の3、地目、登記簿、現況ともに田、886m²。

角山免字苧付川596の4、地目、登記簿、現況ともに田、215m²でございます。

これにつきましても、次のページ18、19ページに航空写真のほうを、この青い部分
ですね、全部で4筆でございます。現況はもうほぼ1筆になっているんですが、登記上区切
ってあるので4筆というふうな形になります。

説明につきましては、以上でございます。

会長（吉野 裕君）この件について、何か御意見・御質問はありませんか。よろしいですかね。

それでは、これで報告事項を終わります。

それでは、日程4、審議事項に入ります。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君）議案書の20ページ、A3をお開きください。

朗読の前にちょっと、すみません。訂正をお願いいたします。

上の第1号議案の農地法のタイトルのところでございますが、農地法第3条の規定によ
る農地等の所有権移転、「交許可書」と書いてありますが、この交わるを削除をお願いい
たします。

それでは、朗読説明いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。

土地の所在、全部で9筆でございます。1筆ずつ朗読いたします。

土地の所在、北松浦郡佐々町角山免字北ノ切210番2、登記、現況ともに田、1、
438m²。

2筆目でございます。北松浦郡佐々町角山免字北ノ切211番1、登記簿、現況ともに
田、986m²。

北松浦郡佐々町角山免字北ノ切214番1、登記簿、現況ともに田、1、174m²。

北松浦郡佐々町角山免字北ノ切215番1、登記簿、現況ともに田、3、111m²。

北松浦郡佐々町角山免字北ノ切215番2、登記簿、現況ともに畑、276m²。

北松浦郡佐々町角山免字角山326番、登記簿、現況ともに田、857m²。

北松浦郡佐々町角山免字苧付川596番3、登記簿、現況ともに田、1、033m²。

北松浦郡佐々町角山免字苧付川596番4、登記簿、現況ともに田、256m²。

北松浦郡佐々町角山免字苧付川596番5、登記簿、現況ともに畑、211m²。

田の合計面積が8,855m²、畑、297m²でございます。合計の9,152m²でございます。

これで、次のページをお願いいたします。

今回、農地法第3条の規定に許可申請ということで、耕作を目的に、今後耕作をするという目的で今回3条の許可申請が出ているところでございます。

譲渡人は、先ほど中間管理機構のほうでお伝えいたしましたとおり、この2名の方、娘さん2名の方の連名で譲渡人があっておりまして、譲り受ける方は先ほど解約で3名いらっしゃいました中の〇〇〇〇さんです。〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが所有権を移転したいということでの今回申請が上がっているところでございます。

それでは、1番の申請者の氏名を御覧ください。

譲渡人、〇〇〇〇、〇〇歳、職業、自営業、〇〇〇〇。同じく〇〇〇〇)、〇〇歳、団体職員、〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇、〇〇歳、公務員兼農業、〇〇〇〇でございます。

土地の所在につきましては、先ほど申したとおりでございます。

3番の権利を設定し、移転しようとする契約の内容でございますけれども、これは売買により許可後の所有権移転を行いたいということで、今回申請が上がっているところでございます。

次に、22ページに、今回9筆、所有権移転をします9筆の土地の所在、これは先ほど朗読いたしましたので省略をさせていただきたいと思っております。田が7筆、畑が2筆でございます。

それから、23ページのほうでございますが、権利を取得しようとする者、またその世帯人が所有権を有する農地及び採草放牧地の利用の状況でございますけれども、これは〇〇〇〇さんの農地の所有の状況でございます。田が9,897m²、畑、3,780m²、合計の1万3,677m²でございます。このうち、借り受けをされているところが、田が2,424m²あるという状況でございます。

3条の許可条件の5,000m²以上を超えておりますので、所有権の移転の権利があるということで判断をさせていただいております。

次に、24ページをお願いいたします。

(1)の作付作物の予定でございますが、まず水稻のほうが1万8,752m²、それから野菜が4,077m²でございます。

農機具等の所有状況でございますが、全部自己所有ということで、トラクターが2台、コンバイン1台、田植え機が1台、軽トラックが1台という所有でございます。

(3)の農業に従事するものということで、農業歴が、〇〇〇〇さんは公務員をされて

いるんですが、農業歴が40年という状況でございます、現在、家族等も含めまして4名の方が世帯人として農業をされているという状況でございます。

それから、25ページのほうでございますが、この1月から12月までの作付の予定をここに記させていただいている状況でございます。

それから、30ページをお願いいたします。30ページから登記簿謄本を添付させていただいております。

まず、30ページのほうの真ん中の部分ですね、権利部って書いてあるところでございますが、もともとは先ほど言いました〇〇〇〇さんの所有の農地でございましたが、令和2年の9月11日で相続をされておりまして、この持ち分2分の1ということで、娘さん二人の相続名義でございます。これは、全部あと8筆ですか、もう全部相続をされているという状況でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君）地元委員の補足説明があればお願いします。7番。

7番（坂口 隆英君）今、事務局のほうから説明があつたとおりでございます。ここに載っておるのが、畑と田だけでございますが、〇〇〇〇さんが亡くなって娘さん二人がどうしても管理維持ができないということで、山とか宅地、全てを買ってくれる人がいないでしょうかという相談があつたわけですね。

そしたら、今どき田とか宅地まで買ってという話もあつたわけですが、これに出ております〇〇〇〇君が近所でもありますし、どうにかならないものかという相談をしたわけです。そしたら、まずあそこに出ています家族、農作業するのが奥さんと、あと息子さん二人、共に兼業ですけども、農業をやるということでもう少し増やしてもいいんじゃないかということで相談したところ、家族で相談して山とか宅地とかは要らんとかっていいながら、どうしても向こうの〇〇〇〇さん〇〇〇〇さんのほうが全てを譲りたいということでございましたので、何とか〇〇〇〇さんのほうに承諾をいただきまして、こういう結果になりました。

以上です。

会長（吉野 裕君）この件につきまして、何か御意見・御質問はありませんか。10番。すみません。起立して。井手さん、すみません。マイクば横に、よかでしょうか。

10番（池田 晴良君）20ページ、ちょっと譲受人と譲渡人が違うんじゃないかな。分かりますか。

事務局長（金子 剛君）すみません。そうですね。

10番（池田 晴良君）そういうことです。

事務局長（金子 剛君）逆になっています。申し訳ございません。

10番（池田 晴良君）逆になっていますね。

事務局長（金子 剛君）はい。

会長（吉野 裕君）ほかにございませんか。ないようですが、承認いただけたということによろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）それでは、第1号議案は許可相当といたします。ありがとうございました。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。
事務局長。

事務局長（金子 剛君）議案書の43ページをお願いいたします。A3番の分ですね。43ページです。

すみません。ちょっとこれにつきましても、初め訂正をさせていただきます。

ちょうど真ん中の借受人と譲受人の住所の下に〇〇〇〇の「建」が間違いと、兼業の「兼」が入っておりますけど、これを削除して「〇〇〇〇」に、申し訳ございません。もう間違いばかりで、すみません。

それでは、朗読をさせていただきます。

議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認人について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町口石免字竹ノ本1, 289番1、登記、現況ともに田435m²、借受人ですね、使用貸借ですので、借受人になります。〇〇〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、建設業。

それから、貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社役員。

転用の目的ですが、駐車場で16台を予定をされております。農地区分につきましては二種農地でございます、転用の理由といたしましては、現在、〇〇〇〇の会社を運営されておりますが、その当然従業員の駐車場も持たれておりますけども、どうしてもちょっと足りないということで、今回、増設といたしますか、という理由で今回駐車場の転用が上がっているところでございます。

これにつきましては、すみません。44ページをお願いしたいんですけど、これが農地法の許可申請書でございますけども、同じ方が貸し借りというふうになっておりますけども、この理由につきましては登記簿上が〇〇〇〇さん個人の所有になっております。その関係で、この方が、個人の方が会社に貸すというような形での使用貸借ということですね。なので、所有権移転ではございませんので、無料で権利を貸すというような形ですね。

いつもは、ほとんど所有権移転になるんですが、この場合は同じ方が同じところを借り

るというような形での申請となっております。

場所につきましては、48ページをお願いいたします。

ここに現地の右上に現況写真が載っておりますけども、ちょうどこの黄土色したところが今回の申請地でございます、場所については〇〇〇〇さんって自動車屋が国道沿いにあると思いますが、その裏手になります。が申請の箇所というふうになっております。

それから、53ページをお開きください。

53ページで今現況の写真をつけてもらっていますが、この③の赤い斜線がありますが、ここが〇〇〇〇さんの事務所でございます、今現在、今度右に行きます②番ですね、②番の青い、黒い青い斜線のところが今従業員の方の駐車場となっておりますけども、ここでどうしてもちょっと足りないということで、新たに1番の横にまた行きます、1番のところが今回駐車場として計画をされているという状況でございます。

それから、54ページですね。次の54ページ、ごめんなさい、55ページをお開きください。

55ページで、一応この赤枠のところは16台というような計画をされているところでございますけども、50ページの被害防除計画書と照り合わせながら見てもらいたいんですが、この被害防除計画書ですね。まず、申請地の造成の計画でございますが、造成につきましてはもう現状のままここにまず表土を剥いで、砂利を敷いて固めて使うと。コンクリート等じゃないですね。で使うということでございます。

それから、2番の被害防除の措置でございますけども、ちょうどこの55ページの上のところは境界線、〇〇〇〇さんとの境界になっておりまして、ここに金網のフェンスを設置するという事で予定をされているところでございます。

それから、排水の計画でございますが、ここはちょっともう自然流下というような形で予定をされております。今側溝が、この55ページの町道と書いてあるところがありますけど、ここの横に水路が走っているところでございまして、そこに自然流下で流していくと。雨水を流していくというような計画をされております。

先々には、コンクリートで舗装するかもしれないというような計画をされているところなんです。今のところバラスを敷いて固めるというような状況のやり方ですね。そういう形で今回申請が上がっているところでございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君）地元の委員の補足説明をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君）ただいま事務局のほうから説明がありましたように、駐車場という形で申請が上がっております。

場所のほうは、53ページの図面で説明いたします。場所のほうは、口石バス停が手前のほうにあるんですけど、この交差点から上がってきまして、口石の住宅のほうに上がって来るところでございます。道路脇に車が止まっているところが自動車工場の駐車場です。それから、1番とありますところが今申請が上がっている農地でございます、どうしても〇〇〇〇さんの従業員の方の駐車場が足りないということで、1番を駐車場にしたいということで申し出がありました。

この1番の隣に田んぼがありますけども、この田んぼのほうには特に影響がありません。以上です。

会長（吉野 裕君）ありがとうございました。

事務局長（金子 剛君）ありがとうございました。もう一つ、56ページをお開きください。

この場所に、今回の申請の場所につきましては農振地域に入っているところでございます。

56ページに報告をしていますとおり、産業経済課を通じまして県のほうに除外申請を出しております。その除外が下りた時点で今の今回の申請というふうになっておりますので、農振は除外をされているという状況でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君）この件につきまして、何か御意見・御質問はありませんか。8番。

8番（藤永 九市君）ただいま御説明いただきまして、（聞き取り不能）、ただ、その箇所が御存じのように木場の入り口でもありまして、交通量もかなり（聞き取り不能）ところが交差点です。だから、交差点のちょっとのところですから、出入口が頻繁になってきやしないかなという気持ちからの、従業員の駐車場ということですから、一日中出入りするわけではありませんので、問題はないだろうと思いますけれども、ただちょうど交差点と、その角の出入り口になりますから、どうしても煩雑する車が出てくるんだろうと、そういうことが問題にはなかったものかという気もします。

ただ、それともう一つ承諾書も、水利関係の皆さんからの代表で、〇〇〇〇組合長から出ておりますね。それから、耕作者の方からも承諾書が出ておりますので、異論はありませんが、ただ気になるのは前の〇〇〇〇自動車がちょうど正面になりますよね。その承諾書を得られなかったものかどうか、その辺は何も問題がなかったものかですね。その辺をちょっとお尋ねしておきたいと思う次第です。そういうことで、ほかに異議はないと思っています。

以上です。

会長（吉野 裕君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）今の委員さんの御質問に対しての回答でございますが、当然、この承諾書というのもつけておりますけども、これは農地法上、県に提出する必要もない承諾書でございます。ただ、農業委員会の申し合わせ事項ということで、承諾書はつけるようにということで前々から決まっておりますので、隣接の農地の、隣の農地が、申請地の隣が農地であれば承諾書をつけてもらう。

それから、その水利権の代表の方の承諾書をつけてもらうということで、今回承諾書は取っております。ただ、その自動車屋さんの〇〇〇〇さんですかね、そこには農地法上での承諾は必要ないというふうな形になっておりますので、書類上では取っておりませんが、〇〇〇〇さんのほうから〇〇〇〇さんのほうにはこういった形で駐車場として利用するというについては、承諾をもらっているという状況でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君）ほかにありませんか。ないようですので、採決をいたします。

第2号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。ありがとうございました。挙手多数ですので、転用やむなしということで、県に進達いたします。

次に、日程5、その他に移ります。

事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君）それでは、（5）のその他の①でございますけども、まず農業者年金加入推進及び全国農業新聞の推進についてということで、今年度、年度初めということもございまして、毎年お願いをしているところでございます。

今、農業者の加入者の方ですね、加入者の方については12名、今加入をしていただいているという状況でございます。

本町の、毎年1名必ず加入をしていただくというような目標を立てておりますので、今年度も1名の加入者は申請をしてもらって加入のほうをしていきたいというふうに事務局としても考えております。

それから、農業新聞のほうにつきましては、目標26名に対しまして今28名、委員さん皆さん全部入っていただいているんですが、28名の方が今入っているということで、今のところは目標はクリアしておりますけれども、もし農業新聞等に入っていただくということがあれば、事務局のほうまでお願いしたいというふうに思っております。

①につきましては、以上でございます。

それでは、②の農業者年金の加入推進部長についてということでございます。これも毎年お願いをしているところです。年度初めにお願いをしているところでございますけども、今現在、池田邦義さんが部長になっておられます。これまたちょっと県のほうに報告しな

いといけませんので、今年度につきましても池田さんのほうにお願いしていいのかということをお話ししたいと思います。

会長（吉野 裕君）池田さんをお願いしてよろしいですか、3番。

3番（池田 邦義君）引き受けるのにやぶさかではないんですけど、これは私一人ではとてもできるような業務じゃないと思います。皆様の御協力を切にお願いしたいと思いますので、そこら辺は引き受ける条件として皆様の御協力をよろしく願いいたします。

事務局長（金子 剛君）加入促進部長におかれましては池田委員のほうにお願いするんですが、そのメンバーといいますか、あと女性農業委員の和田さんと山下さんのほうにも推進委員として入っていただいておりますので、事務局と入っていただいておりますという状況でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君）それで、以上のことでよろしければ一応拍手を持って承認をしたいと思えます。（拍手）ありがとうございました。今年もよろしく願いいたします。

続きまして、③の5月の定例会の日程でございますが、5月におきましては24日月曜日ですね。5月の24日月曜日、13時30分から予定をさせていただきたいと思っております。

それから、ちょっと5番のその他で皆様に報告しようかなと思っていたんですが、ここで報告をさせていただきたいと思えます。以前から言っております人・農地プランの件でございます。

先般、先週県のほうと産業経済課と農業委員会と協議をさせていただきまして、皆さん御存じのとおりコロナ等で人が集まることができないということで、アンケートを、以前言っておりましたとおりアンケートで産業経済課のほうから農業の世帯に全部配布をしまして、意見を聴取したいということで決定をいたしました。

予定としては、6月の初めにもう農業の世帯のほうに配布をしたいというふうに考えております。その前に、県ほうからこの5月24日の日に、委員会が終わった後に、もう一回お願いに上がりたいということで、今度の5月のときには県の職員の方もちょっと説明に上がられるかと思えます。それで、皆様に御承認いただいて6月の、予定ですけど6月の初めには配布をしたいというふうに考えております。

返信用封筒を入れまして、アンケートをお願いする予定にしておりますけども、こちらに届かない場合におきましては、以前から言っております委員さんのほうに訪問していただいて、回収をしていただくという予定でいきたいというふうに考えております。

したがって、各支部で集まって会議を開くということは、今回する予定は今のところ

ろございませんので、皆様に報告をしたいというふうに思っております。以上でございます。

5月の17が五役会ですね。どちらとも13時30分から予定です。5月の17が五役会です。

それでは、次に進めさせていただきます。

次、④番の視察研修ということで、資料の59ページをお願いしたいと思います。

先般言ったと思うんですが、九州管内それから北海道のほうの工程を農協観光さんのほうから、ちょっと作って、まだこれ当然決定じゃないんですけど、作っていただいております。まず、59ページのほうが旅行先が宮崎・熊本方面ということで、これは1泊2日で、一応工程を組ませていただいております。

それでは、これが下のほうに工程表のメモって書いてあるところの欄に、1人3万8,000円ほどかかるということでございます。ただ、これは車の借り上げ料とかバスの借り上げ等も入ったの値段でございますので、車借り上げ等はうちの町の予算のほうで出すように予算を組んでおりますので、これよりまだ安くなるかと思っております。

次の61ページと62ページ、ここで北海道という形で2泊3日ですね。福岡空港から千歳空港のほうと62ページは福岡空港から違うか、ごめんなさい、64ページですね。長崎空港から羽田を経由しまして、釧路空港に行く。あくまでもこれは大まかに組んでいただいておりますので、まだ当然ここで決定という形ではないんですけども、これが2泊3日という形で工程を組ませていただいております。

そうしたときに、64ページの先ほどのメモっていうところ1人14万4,000円かかります。今、皆様の積立につきましては1人2万1,000円というような形ですね、のような積立での状況でございまして、当然もう全然足りていないという状況ですね。なので、積立を多くしていくかというようなところも今から出てくるかと思うんですが、もう3か月に1回、3万5,000円から4万ぐらい引き落とさないと、積み立てないとこの14万には達していないというような状況でございます。

北海道に行かれるのは全然構いませんけど、今の状況ではコロナとかもございまして、11月頃を予定しているんですけど、恐らく今年度まで難しいんじゃないかなというふうには思っております。2泊3日でちょっと事務局からのアンケートといえますか、北海道でもいいって方はいらっしゃいますでしょうか。北海道がいいって方。九州管内と北海道とを比較して、どうしても北海道のほうがいいって方いらっしゃいますか。手挙げにくいでしょうけど。ただ、予算がかなりあれするものですから、もう3か月に1回、3万5,000円から4万引くと皆様のお手元には多分全然ないというような状況なんですね。

なので、五役会での話では、そこまで引くんじゃなくて今3か月に1回手当出していますけど、3,000円引かせてもらっているんですね。それを取りあえず6,000円に引き上げて、6,000円ほど積立てをしていこうかというような形ではあるんですが、ちょっと今年度北海道は事務局としては難しいかなというふうには考えております。2泊3日だと来れないという委員さんも当然いらっしゃるでしょうから、そこら辺はちょっと皆様の御意見を聞かせていただければなというふうには思っております。

ちなみに、3年前、4年前ですか、東北に行かれた経緯があるんですね。震災後のですね。そのときは、9万ぐらいでした。1人。9万ぐらいの積立てで行かれていますという状況ですね。だから、ほかのところで見積もりも取ろうかなと思っているんですが、ほかのところは多分安くなったとしても、恐らく10万ちょっとぐらいは引くんじゃないかなというふうには考えております。ちょっとその辺の皆様の御意見を聞かせていただければなというふうには思っております。いかがでしょうか。

会長(吉野 裕君) 休憩します。その中で。

(休憩 午後 2時20分)

(会議再開 午後 2時35分)

会長(吉野 裕君) 会を再開いたします。

事務局長(金子 剛君) すみません。視察研修の積立てにつきましては、現在3,000円積立てをさせていただいておりますが、次回から6,000円ということによろしいでしょうか。(「異議なし」の声あり) ありがとうございます。

今年度の視察研修については、今のところ九州管内であっても未定ということで、よろしいでしょうか。(「異議なし」の声あり)

会長(吉野 裕君) ほかに、その他のその他で皆さんのほうからはありませんでしょうか。8番。

8番(藤永 九市君) 恐れ入ります。もうそろそろ終わるところでございますけれども、2点ほどちょっと提言といいますか、申し上げたいと思います。

今日は、4月の第1回の定例総会、第1回です。令和3年度のスタートだと思う。新体制になってこれが本来のスタートだと思っています。これまで私も前任者の一人として、前年度を引きずったようなかたちの中で、御存じのとおり農業委員は7月が改選期なるものですから、途中からというかたちになってくるんですけどね、事実上は4月から、第1回からが吉野会長の中心になってやっつけていかれる本来の姿だと思っています。

しがたって、会長を中心に人・農地プラン、1年間何もなっておりません。これはもうコロナの感染ですから、これは仕方がないと思いますけども、一番の喫緊の課題でありますから、これが状況を見ながら中心で取り組んでいただければなというふうに思っています。

すので、木場は1年前済ませておりますけれども、順調に進んでいるところです。それが一つのモデルというか、模範になればいいものですがけれどもね。そういうかたちの中でぜひとも中心に進めていただきたい。木場は済んだから木場はもう用はないという意味じゃありませんので、全力を挙げて協力をしていきたいと思っておりますけど、その意気込みも踏まえて会長から御挨拶の中に入れてもらえればよかったんだなと思っておりますけれども、その気持ちでおられるんだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一つは苦いことを申し上げますけれども、今日も、名指しで失礼ですけど、池田委員が起立をせずに発言をされていますね。これはやっぱり議長から促してほしいと思ひますけれども、これは常識ですから、挙手をして、番号を言って、起立をして、そして発言する。これ本当、これまでずっと考えたけども、そういうところがお互ひです。たまたま座ったままの発言の方あります。それをあえてどうこうと言ひませんけれども、やっぱり秩序をちゃんとしていかんと、やっぱり若い皆さんもそれぞれ見てもおひます。それぞれの周りにもちゃんとしていかんと、なかなか乱れてくるようなかたちに受け取れまひすからね。

だから、これにつきましても、やっぱりよそもそうだろうと思ひますけど、これ常識ですから、私も責任はあります。前任者で気になつとつたんですけどもね、ある人からもちろんそれは指摘したほうがよかよと言ひましたけれども、会長職なりなかなかまとめ役でそうも言われんところもありますけれどもね。遠慮なく、今後、会長は指摘されて、起立してくださいとか促してほしいと思ひます。そういうかたちの中で3年度スタートを期して今後そういうかたちで取り組んでいただきたいということを、苦いことを申し上げますけれども、一つの意見として申し上げておきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

以上です。

会長（吉野 裕君）人・農地プランについてはもう昨年、誰が会長のときというわけではありまひせんけれども、大体令和2年度で実質化に向けてのプランが出来上がるような計画でありましたけれども、こういうコロナの発生で、全国それぞれが会合できなくて、農家の皆さんの生の声がなかなか聞こえなくて、収集することができないものですから、そういう会合できなくて延期、ずっと先延ばし先延ばしになっておひます。

かといつて、我々も一緒ですけど、年は一年一年重ねていきます。これはもう一年でも早く早急に実質化に向けてのプランの作成が言われているところで、先ほど局長からも言われたとおひ、5月には県のほうから来ての説明もあり、6月からアンケートに、でしかできませんけれども、その配布、それよつての実質化に向けてのプランの作成になつ

ていこうかと思えます。

なかなか農家の皆さんとは、お話することも難しいと思えますけれども、事あるたびにそういう場が設けられる。また、お会いしたときにはそういう意見を聞いていただいて、その地区その地区でまとめていけたらと思えますので、なかなかマスクを外して大きい声でしゃべることが難しい今、これをせろ、早せろというとはありましようけれども、歯がゆいところもありますけれども、何とか実質化に向けてプランを作成していきたいと思えますので、それぞれ皆さんの地区において活動されて、それをその地区の委員さんで持ち寄ってまとめ、アンケートも含めていけたらと思っておりますので、皆さんの協力をよろしくお願いいたします。

ほかに何かございませんでしょうか。

事務局長（金子 剛君）事務局からです。すみません。最後ですから、皆さんのお手元にオンラインセミナーの農地利用最適化研修資料って、この冊子をちょっと置かせていただいておりますが、これは人・農地プラン、先ほどのように各地区回って、それは話し方の進め方っていうことでこういった資料がございますよっていうことなので、本町につきましては今のところアンケートだけということに今決定しておりますので、参考程度に置かせてもらっておりますので、時間があられる方は目を通していただければというように思っております。そういう意味で置かせていただいております。

以上でございます。

今回は、中間管理の契約書をつけておりません。基盤強化法の農業委員会との契約の分の契約書だけでございまして、これを5月の、今度の委員会までに提出していただければなというふうに思っております。できた方が、早く名前と印鑑と書いてもらう、いらっしゃればもう早急に出していただきたいんですけど、5月の24日までに出していただければなというふうに思っております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君）今から仕事が忙しくなられるでしょうから、できるだけ早く提出していただければ……。ほかにありませんか。なければ、本日の会議を終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 2時45分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 菅野 裕

会議録署名委員 藤 永 九 市

会議録署名委員 池 田 晴 良

